

海外から侵入した農作物の害虫

セグロウリミバエが発見されました

令和6年3月に本島北部に侵入したセグロウリミバエが、本島中部においても確認されました。本種が、まん延すると農作物に大きな被害を及ぼす恐れがあるため防除を実施しております。広く町民の皆様へ、防除へのご理解・ご協力をお願いいたします。

セグロウリミバエってどんな虫？

作物への被害

アジアに広く分布し多くの生果実を加害する。メス成虫は果実に産卵管を差し込み産卵。幼虫は果実内部を食害し果実の落下や腐敗を引き起こす。

寄生する果実

主にウリ類(ゴーヤー・ヘチマ・モウイ・かぼちゃ・スイカ・トウガン・きゅうり等)その他。

成虫



体調8~9mm

ウリ科果実から出てきた幼虫

多いときは数十匹の幼虫が出てくる



体調7.5~9mm

防除ってどんなことするの？

1. 果実のサンプリング調査を実施します ※家庭菜園等も対象となります。

2. 寄生果発見地の寄生対象果実を除去します ※所有者の同意を得て行います。



果実除去の様子

3. ミバエ類トラップの増設を行っています



トラップ

殺虫剤の散布

4. 寄生果発見地の周辺に殺虫剤を散布します

※人畜に対して安全性の高い薬剤を使用しています。(1週間に1回程度のペース)

生産者(農家)の皆様へのお願い

① 施設栽培では、防虫ネットのメンテナンスや入口の二重カーテン等で虫の侵入を防ぎましょう

(他の病害虫の防除にもつながります)

② 栽培の終了した作物は、速やかに片づけましょう

多くは放置果実から幼虫が見つかります



収穫後の畑に果実を放置しない!

③ 不要な果実は集めて埋設するか、ビニール袋に入れて密閉し虫を死滅させるなどして、虫の侵入拡大を防ぎましょう



厚手のビニール袋に入れてねじって固く縛り、ガムテープ等でしっかり密閉する

④ 適切な薬剤防除によりセグロウリミバエの寄生を防ぎましょう

★植物防疫法に基づき散布できる農薬のリストがあります。(侵入地域に限る)

★詳しくは下記連絡先にお問い合わせください

家庭菜園の皆様へのお願い

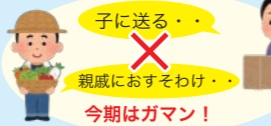
① 栽培の終了した作物は、速やかに片づけましょう

自然に生えたもの(ナンクルミー)やウリ科雑草も、できるだけ抜き取りましょう。



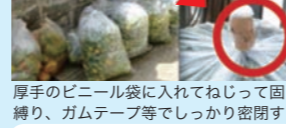
枯れかけたゴーヤー 放置されたウリ科雑草

③ 地域外へのウリ科果実の持ち出しを、できるだけ控えるようお願いします



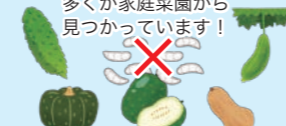
子に送る・親戚におすそわけ・今期はガマン!

② 不要な果実はビニール袋に入れて密閉し、虫が死滅してから地域のルールに従って処分しましょう



厚手のビニール袋に入れてねじって固く縛り、ガムテープ等でしっかり密閉する

④ 家庭菜園では、できるだけウリ科野菜の栽培を控えてくださるようお願いします



多くが家庭菜園から見つかります!

⑤ もしウリ類果実の中にウジ(幼虫)を見つけたら、すぐに下記に御連絡下さい!

- ▶ 沖縄県中部農業改良普及センター : TEL 098-894-6521
- ▶ 沖縄県病害虫防除技術センター : TEL 098-886-3880
- ▶ 西原町役場産業観光課農林水産係 : TEL 098-894-4540

詳しくはこちら!

沖縄県病害虫防除技術センターホームページ



「マイナンバーカード」申請サポート、実施中!

■ 町民課では、マイナンバーカードの申請のお手伝いを実施しています。

対象者: 西原町に住居登録があり、申請の意思がある方

所要時間: 約20分(写真撮影(無料)を含みます。)

持ち物: ① 本人確認書類 1点(運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳、子ども医療費受給者証、後期高齢者医療受給者証など)



② 「マイナンバーカード交付申請書」

※お手元に申請書がない方は、本人確認のうえ、申請書再発行の手続きを行います。

※同一世帯でない方の申請書の再発行には、委任状の提出が必要です。

※申請後、カードができあがるまで約1か月ほどかかります。(はがきにてお知らせします。)

■ 時間外窓口(マイナンバーカード受取り・電子証明書更新等)

開設日 時間帯	2月 4日(火)	17:30~19:30	※時間外窓口は予約制となっております。 ご希望の方は、下記の電話番号まで お問い合わせください。
	2月18日(火)	17:30~19:30	
	2月23日(日)	9:00~12:00	

※カード受取り時の持ち物(本人確認書類)は、はがき裏面やホームページにてご確認ください。

※ 病気・障がい、その他やむを得ない理由により、代理受取りを希望する場合は、要件や必要書類等の確認がありますので、事前にお電話や来庁等にてご相談ください。

【お問い合わせ】 町民課 住民年金係 TEL 098-945-5012

★★★★★「20歳」になったら国民年金★★★★★

20歳になったら、学生・就職していない方・農林漁業者・自営業者の方等は、国民年金(第1号被保険者)への加入が義務づけられています。

国民年金保険料を納められないときは、未納のまま放置せずに、下記の制度に該当するか、確認をお願いします。

- ★前年所得が基準以下の学生 → 学生納付特例制度
- ★失業等により収入が減少した方 → 免除・納付猶予制度

また、日本年金機構では、年金制度をわかりやすく解説した動画を公開していますので、右上のQRコードから、ご覧ください。



【お問い合わせ】 町民課 住民年金係 TEL 098-945-5012

児童手当の申請はお済みですか?

令和6年10月の児童手当制度改正に伴い、新たに申請が必要な方がいます。令和6年9月末までに把握できた世帯への通知を送付しましたが、下記の条件にあてはまる世帯等は、通知が届いていない可能性があります。

- 対象の児童が町外に住んでおり、西原町での受給履歴の無い世帯
- 所得超過により受給履歴の無い世帯・・・等

その他、申請が必要な世帯は町ホームページより、「制度改正申請要否フロー」をご確認ください。経過措置として、令和7年3月31日までの申請は遡って令和6年10月分からの支給を行います。

【お問い合わせ】 こども課 子育て支援係 TEL 098-945-5311

医療法人
和み会

城間医院

西原中学校向かい
電話: (098) 945-4551

内科

胃・大腸カメラ
生活習慣病 など

心療内科

心の不調
睡眠障害 など

目頃の感謝を込めて
外壁塗装・屋根防水工事 毎月先着5名様
をご契約された方
無料見積!!
無料相談!!
高圧洗浄 無料
塗装・防水・外構
リフォーム工事の専門店!
感謝
~真心込めて~
ちゅららペイント
TEL 098-945-7170
西原町字兼久 261-2
ちゅらら工房 株式会社
ちゅらら工房見下さい